

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 御中

地方公共団体における 調達関連手続のデジタル化に関するご説明

2023年5月11日
日本電気株式会社

\Orchestrating a brighter world

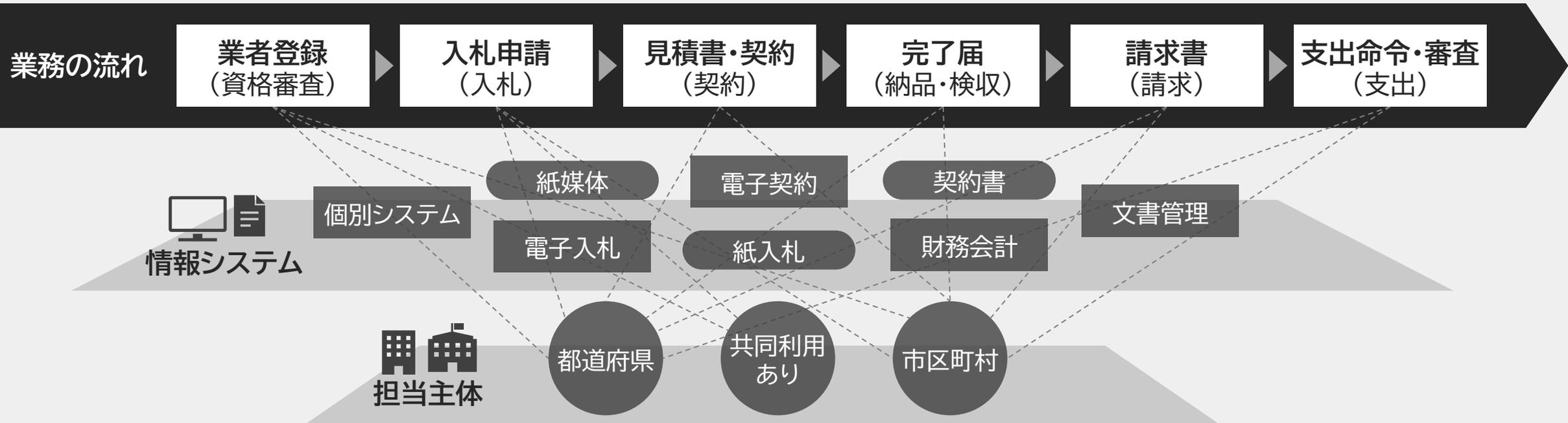
NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

本日のご説明内容

1. 地方公共団体における調達関連手続の現状
2. 現状を踏まえた弊社のご提案
3. ヒアリング事項へのご回答
4. その他ご提案

1. 地方公共団体における調達関連手続の現状

調達関連手続において、地方公共団体内外のシステムが複雑に絡み合っています

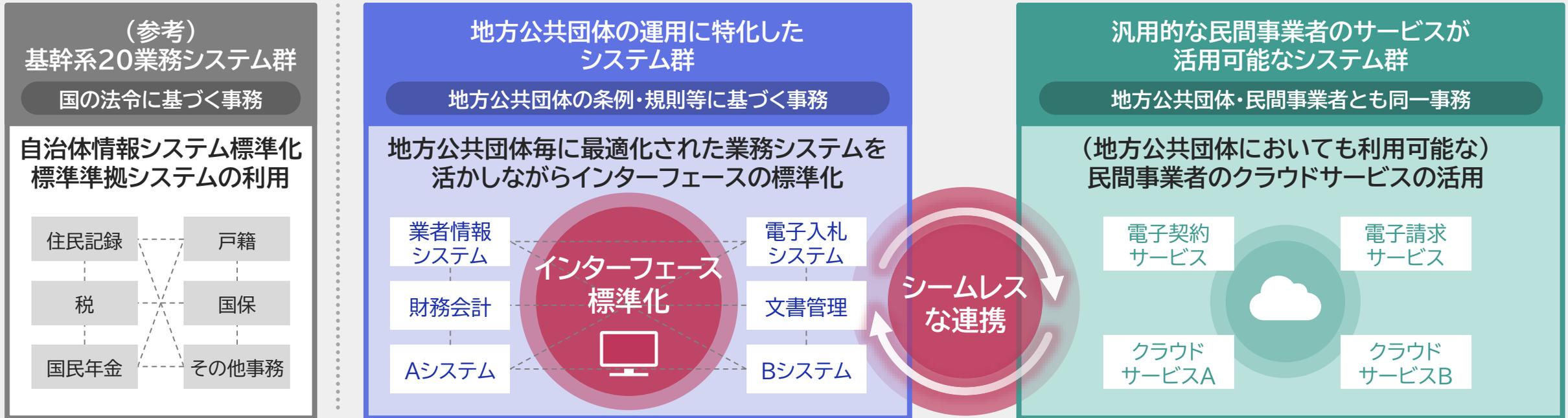


現状と背景

- 地方公共団体毎に**情報システム及び担当主体がバラバラ**の状態であって、導入時期もそれぞれ異なる。
- 業者登録や入札申請においては、都道府県等の主導で情報システムを市区町村で共同利用しているケースと、市区町村毎に単独で情報システムを導入しているケースが存在する。
- 調達関連手続は基幹系業務のように法律等で規定された業務ではないため、地方公共団体が個別に定める条例や規則に委ねられている。
- 各情報システムは、地方公共団体毎に条例・規則や必要性、予算状況等に応じて順次個別に整備が進められてきており、仕組みが地方公共団体毎に異なる。

2. 現状を踏まえた弊社のご提案

地方公共団体の運用を支える「システム群」に応じた整理が必要と考えます



弊社のご提案

- 調達関連手続に関連するシステムを含む財務会計や文書管理など「地方公共団体の運用に特化したシステム群」に関しては、既に運用されている最適化されたシステムを活かしながら、シームレスに連携できる「インターフェースの標準化」が望ましいのではないかと考えます。
- 電子契約や電子請求等地方公共団体と民間事業者が同一事務の場合、インターネット上の汎用的な「民間事業者が提供しているクラウドサービス」を活用し、コスト削減およびデジタル化を加速させることが望ましいのではないかと考えます。(既に、一部の地方公共団体で利用開始しており、この流れを推し進めることが望ましいのではないかと考えます)

3. ヒアリング事項へのご回答

(1) 調達関連手続(業者登録、入札申請、見積書、契約、完了届、請求書、納品書等)をシステム化した上で、各団体内の個別システムを連携していくことの実現可能性、課題、留意点

ご回答

実現可能性

- 調達関連手続は地方公共団体毎に実務のフローが異なり、システム化・連携の実現難易度が高い。
- 調達関連手続のうち、業者登録～契約は、地方公共団体によっては財務会計や文書管理システムなど、他システムとのインターフェースが整備されているケースもある。

課題・留意点

- **完了届以降**については、主管部門で検収に必要な手続きが**紙媒体により手作業で処理**されることが多く、現実的なオペレーションを踏まえた対処が必要である(デジタル化に際しては、主管部門や会計部門など複数の部門間で案件のステータスを管理できる仕組みも必要になると想定される)。

3. ヒアリング事項へのご回答

(2) 調達関連手続をパッケージでシステム化し販売することの実現可能性、課題、留意点

ご回答

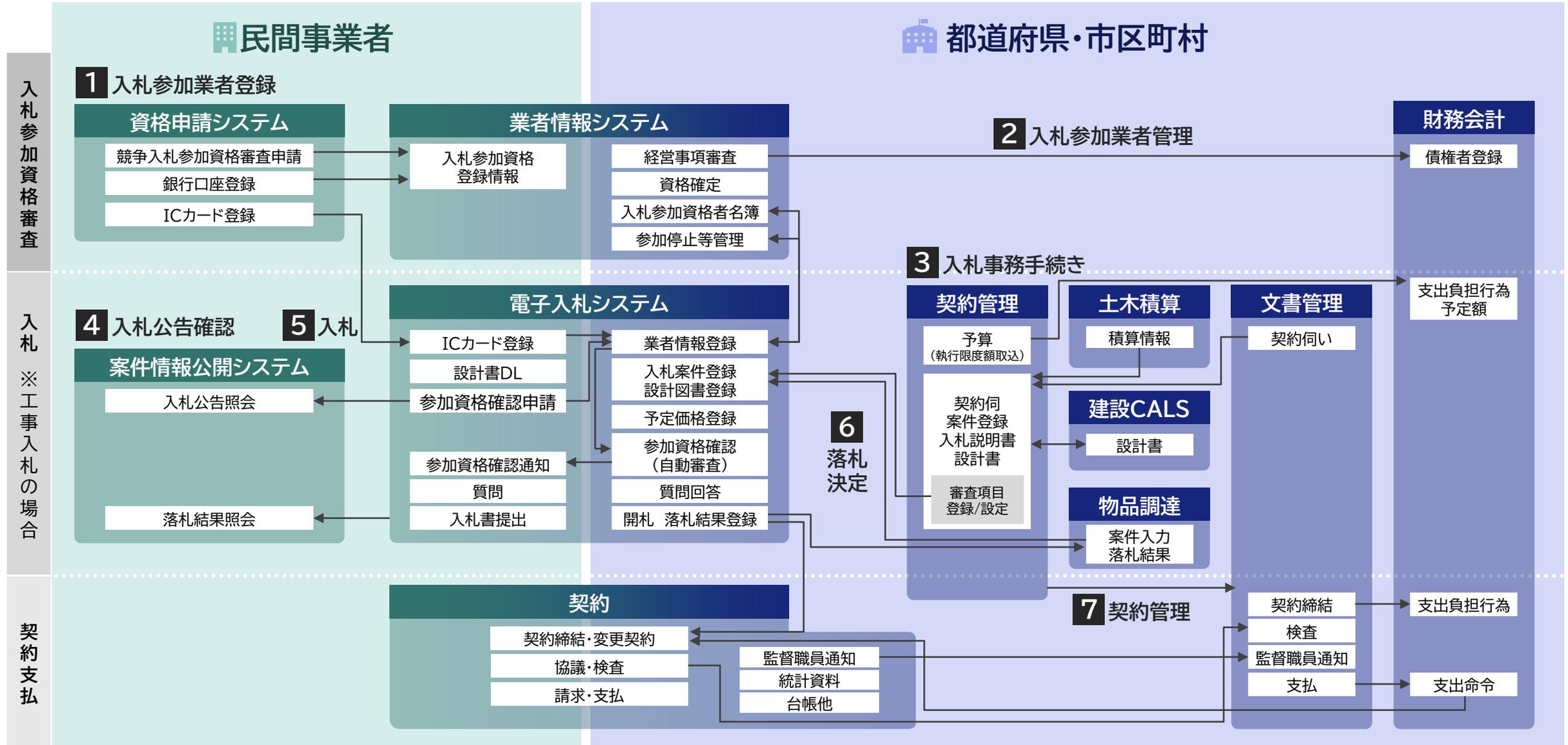
実現可能性

- すべての調達関連手続をワンパッケージにすることは困難である。
- 現状は、情報システム・担当主体・導入時期が地方公共団体毎にバラバラの状態になっているため、既存システムを活かしながらシームレスに連携できるような「インターフェースの標準化」が望ましいと考える。

課題・留意点

- 既に自治体で導入されている財務会計、文書管理システムは、調達関連以外の業務や手続きもシステム化されているため、調達関連手続のみを抽出してパッケージ化することは、自治体運用における全体最適、コスト面を鑑みて現実的でないと考える。

参考：地方公共団体のシステム相関図 一例



3. ヒアリング事項へのご回答

(3) 業者登録情報を各事業者においてデータベース化し、これを自治体から随時に情報連携して必要情報を入手するAPI等のシステムの実現可能性、課題、留意点

ご回答

実現可能性

- 地方公共団体からは競争入札参加資格審査申請に係る国の標準様式では必要な項目が不足しており利用できないという意見が聞かれる。
- 地方公共団体が電子調達システムを都道府県単位で共同利用する事例は存在する(例:群馬県、東京都、島根県など)。

課題・留意点

- 都道府県下で地方公共団体が電子調達システムを共同利用している場合に、**参加しない市町村が存在する**点が課題である。
- 都道府県単位で県内の業者を登録させる方式と、各市町村が登録情報を管理している方式があるが、これらをどう一本化するかが課題である。

3. ヒアリング事項へのご回答

(4)ベンダー事業者として、現状の調達関連手続における実態・支障と解決策

ご回答

現状の調達関連手続における実態・支障

解決策

	現状の調達関連手続における実態・支障	解決策
業者登録	<ul style="list-style-type: none">オンライン申請が可能な場合でも地方公共団体毎にシステムが異なるため、民間事業者は地方公共団体毎のシステムの要領の理解や準備作業が必要である。オンライン申請が可能な場合でも添付書類の郵送が必要な場合があり、民間事業者は登録作業をオンラインで完結できない。	<ul style="list-style-type: none">業者登録(電子調達)システムを地方公共団体間で共同利用する。添付書類の提出も含めオンライン完結する。
電子契約	<ul style="list-style-type: none">立会人型署名を利用する際、職員が契約相手方の担当者のメールアドレスが信頼性があるかどうかの本人確認をメールや電話で行う地方公共団体では運用の手間が生じている。タイムスタンプ=契約日とするかの判断がつかず電子契約の導入の検討を進められない地方公共団体が存在する。	<ul style="list-style-type: none">メールアドレスの登録時に身元確認を導入する。電子契約における契約日の扱いについてのガイドラインを国が整備する。
その他	<ul style="list-style-type: none">庁内のネットワーク構成次第では三層分離により、地方公共団体においてインターネット上の民間事業者の汎用的なクラウドサービス(電子請求等)の活用が困難である	<ul style="list-style-type: none">インターネット上の民間事業者のクラウドサービスを活用する事務を整理する。情報システムがインターネット上のクラウドサービスとシームレスに連携できる環境を整備する。

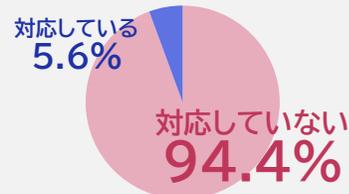
4. その他ご提案

地方公共団体のデジタルインボイス対応の推進をお願いいたします



- 本年10月からスタートするインボイス制度をきっかけに、民間事業者のERPや会計パッケージおよび国の政府電子調達システム(GEPS)では、標準仕様のデジタルインボイス*1への対応が進む。
- 一方、**地方公共団体においては、** 適格請求書には対応するものの、**多くは紙での請求書発行等の対応に留まる**見込みである(右図)。

地方公共団体における
電子インボイス*1の取組状況
(2023年2~3月)*2



- 欧州では2019年から行政機関が請求書を標準形式で電子的に受け取り処理することが義務付けられている*3。
- 民間事業者間の取引についてもイタリアは既に義務化*4、デンマークについても一部民間事業者は2024年よりデジタルに切り替えられる*5など、DXの観点だけでなくGX(グリーン)の観点からも、紙からデジタルへの切り替えが推進されているところである。

日本においても国内のデジタルインボイスの普及のためには、**官公庁・地方公共団体が率先してデジタルインボイスに対応**することが重要ではないか。

*1 デジタルインボイス:標準化され構造化された電子インボイス、電子インボイス:電磁的に記録された消費税の適格請求書全般
*2 シード・プランニング<https://www.digital-gyosei.com/post/2023-04-28-research-invoice/>の電話ヒアリング結果(N=71)を参考にグラフ化

*3 <https://peppol.eu/peppol-einvoicing-connecting-europe/>
*4 <https://ec.europa.eu/digital-building-blocks/wikis/display/DIGITAL/eInvoicing+in+Italy>
*5 <https://www.storecove.com/blog/en/countrywide-e-invoice-mandate-in-denmark/>

\Orchestrating a brighter world

NEC